

中野市従業員家賃支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業所の従業員の確保及び従業員の福祉の増進を図るため、市外から転入した従業員に家賃の補助を行う事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に事業所を有する法人又は個人事業者をいう。
- (2) 住居 事業者又は従業員の3親等以内の親族の所有でない居住の用に供する建物をいう。
- (3) 家賃 住居の賃借に要する費用とし、共益費、管理費、駐車場費等を除いた賃料をいう。
- (4) 従業員 次の全てに該当する者をいう。
 - ア 令和5年1月1日から令和9年12月31日までの間に住居の賃借を伴う市外から転入した者
 - イ 転入日における年齢が39歳以下である者
 - ウ 雇用保険に加入している者
 - エ 他の家賃に係る補助金の交付を受けていない者

(成果の指標)

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、市外から転入した従業員数の増加とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となるものは、第2条第4号に掲げる従業員を雇用している事業者とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、事業者が従業員に1月1日から12月31日までの間に家賃を補助した額とし、従業員1人当たり月額10,000円を限度とする。ただし、補助金の交付は、1事業者につき同一年度内1回とする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、従業員が転入した月の翌月から起算して、36月を限度とする。

(補助金交付の申請)

第6条 規則第3条の申請書は、中野市従業員家賃支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式）によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 従業員への家賃補助額等が確認できる書類
- (2) 従業員の雇用保険加入を証する書類の写し
- (3) 従業員の転入日が確認できる書類
- (4) 従業員の住居の賃貸借契約書の写し

2 前項の申請書兼請求書は、事業主が従業員へ家賃を補助した額が確定した日の属する年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第7条 規則第10条の実績報告書は、前条の申請書兼請求書の提出をもって、報告があったものとみなす。

2 規則第11条に規定する補助金等の額の確定は、規則第4条第1項に規定する交付の決定の通知をもって、これに替えるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。